平成２２年（フ）第３４８号
徳島県吉野川市山川町湯立266番地３
債務者　柴田　妙子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１７号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字磯崎135番地１
債務者　山上　　進
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１８号
徳島市不動東町４丁目792―１　市営不動住宅東４改良５―23号室
債務者　藤田　祥子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１９号
徳島県徳島市八万町中津浦168番地の５
債務者　山下　美鈴
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３２号
徳島市昭和町８丁目84番地　東洋ハイツ503
債務者　木下　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４３号
徳島県阿波市市場町大野島字天神59番地
債務者　石川　幸江
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４９号
徳島県徳島市川内町宮島錦野30番地の５
債務者　兵藤　豪久
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
高知県宿毛市片島８番12号
債務者　清家　　繁
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第７７号
高知県土佐清水市浦尻416番地565
債務者　吉村　正恵
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第７８号
高知県幡多郡大月町大字芳ノ澤306番地
債務者　岡田　信子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第２９４号
広島県福山市南蔵王町６丁目16番50号　タイガータウン２、旧住所広島県福山市東陽台２丁目６番２号
債務者　高田　礼子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９５号
広島県福山市久松台２丁目12番７号、旧住所広島県福山市東深津町７丁目13番11号
債務者　鐘尾美津子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１００号
佐賀県唐津市鎮西町塩鶴2324番地４
債務者　平田　弘親
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１３２号
鹿児島県垂水市南松原町89番地２　県営下宮団地海―304号
債務者　小串　　明
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１２５１号
神戸市垂水区学が丘１丁目７番22号
債務者　野口　昌之
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０３号
神戸市灘区高徳町６丁目３番４―102号、従前の住所神戸市東灘区深江本町１丁目11番19号
債務者　八木　和子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２３号
神戸市兵庫区西柳原町９番16―202号
債務者　坂井　清子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２号
宮城県登米市迫町新田字北立戸87番地
債務者　岡元　茂輝
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所登米支部